

番号	事業名		市民判定人判定					外部評価委員判定(参考)				
			廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)	廃止	休止	統廃合	継続 (見直し)	継続 (現状維持)
1	ごみ啓発等推進事業	生ごみ処理機・コンポスト補助金		2		6	1		3		1	
		ゴミ袋作成				6	3				4	
2	各種検診事業			2		5	2				4	
3	家庭児童相談事業				1	8				1	3	
4	職員研修事業			3		6					3	1
5	商工会補助事業		1	2		3	3	1	2		1	
6	市民自治組織支援事業		2	1	1	5			1		3	

●外部評価の判定は、市民判定人の多数決により決定します●同数の場合には、「終了志向(廃止・休止)」「継続志向(統廃合・見直し・現状維持)」に合算し、多いほうとします。それでも同数の場合には、委員長が決定します。

●廃止:当初予定した活動が完了しなくても、この事業は終了し継続しない●休止:当初予定した活動が完了しなくても、この事業は一旦休止し、再開する場合には対象・手段・意図する成果等の抜本的な見直しを行う●統廃合:対象・手段・意図する成果等の見直しを行い、類似の事業と統廃合したうえで、次年度以降も継続して事業を実施する●継続(見直し):対象・手段・意図する成果等の見直しを行ったうえで、次年度以降も継続して事業を実施する●継続(現状維持):基本的には対象・手段・意図する成果等は現状のとおりとし、次年度以降も継続して事業を実施する。